

高齢者虐待防止指針

公益社団法人日本海員掖済会
介護老人保健施設えきさい大阪
令和5年1月1日改定

高齢者虐待防止のための指針

(目的)

1、この指針は、介護老人保健施設えきさい大阪が運営する事業に係る虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護サービス等を適切に利用できるように支援することを目的とし、以下の措置を講じることとする。

- (1) 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のための必要な措置
- (4) 虐待に関する通報義務

(虐待防止の基本的な考え方)

2、2006年（平成18年）4月1日に施行された、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」いわゆる「高齢者虐待防止・養護者支援法」（以下「高齢者虐待防止法」という）では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に役立つことを目的に、虐待防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、次の行為のいずれも行わないこととする。

- ①身体的虐待…高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）…高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③心理的虐待…高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④性的虐待…高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ⑤経済的虐待…高齢者の財産を不当に処分すること。その他の当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- ⑥「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束は原則全て高齢者虐待に該当するため、当施設では行わない。

(高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する基本方針)

3、高齢者虐待防止について施設を挙げて取り組むため、当施設に「高齢者虐待防止委員会」（以下「委員会」という）を設置する。当委員会は、安全管理事故防止委員会及び身体拘束防止委員会と一体的に行う。委員長は施設長とし、リスクマネージャーを副委員長とし必ず出席するものとする。

(1) 委員会は次に掲げるもので構成する。

- ①施設長
- ②リスクマネージャー
- ③看護部長
- ④事務部長
- ⑤支援相談員
- ⑥介護支援専門員
- ⑦看護職員
- ⑧介護職員
- ⑨リハビリ職員

(2) 委員会は月1回、第3金曜日の16時から開催する。

(委員会の任務)

4、委員会は以下の業務を担う。

- (1) 施設内において、虐待を未然に防ぎ、早期発見に努めるため、不適切と思われるケアについて各委員が日々チェックし、委員会において報告する。
- (2) 虐待行為について報告された場合は、直ちに利用者の安全確保を行う。調査を行い、報告内容の検討や原因分析を行い、再発防止策を講じる。さらに再発防止策の評価を行う。
- (3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備を行う。
- (4) 虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための体制整備を行う。
- (3) 虐待防止についての施設内での研修を実施する。

(虐待防止のための職員研修に関する基本方針)

5、職員に関する虐待防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当指針に基づき虐待防止を徹底するものとする。

- ・研修は年2回以上行うこととする。また新規採用者には必ず虐待防止のための研修を実施する。
- ・研修実施については研修会の開催を基本とするが、感染防止対策のため、資料の回覧により研修を実施することもある。いずれの場合も研修資料や出席記録（回覧記録）は必ず委員会が保管することとする。

(虐待又はその疑いが発生した場合の基本的方針)

6、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、「高齢者虐待

防止法」の規定（第21条、通報義務）に基づき、速やかに、これを市町村に通報するとともに、その要因の除去に努める。

- ・客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職の如何を問わず厳正に対処する。
- ・緊急性の高い事実の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

7、職員等からの虐待に関する相談及び報告の相談担当者として、各部門長がその任に当たる。総括的な相談担当者として事務部長がこの任に当たる。

また以下のこと留意する。

- ・職員等からの虐待に関する相談及び報告があった場合、報告を行ったものの権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払い、当人及び関係者から事実確認を行う。これらの確認の経緯は時系列で記録する。
- ・事実確認の結果、虐待等の事象が確認された場合は、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- ・上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、外部機関に相談する。
- ・事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、高齢者虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したのか検証し、原因の除去と再発防止策を検討し、職員に周知するとともに、市町村に報告する。必要に応じ関係機関にも報告する。

(成年後見制度の利用支援に関する事項)

8、ご利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見人制度について説明し利用を促す。

(虐待等に係る苦情解決に関する事項)

9、利用者及びその家族等から虐待に関する苦情対応として、苦情担当責任者を事務部長、苦情窓口担当者を支援相談員とする。

- ・支援相談員は苦情内容について、直ちに施設長に報告し、委員会により調査を行い、正しい情報を収集し対応する。虐待と認められた場合は、直ちに市町村に通報し、前項の虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項のとおり対処する。
- ・苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。
- ・苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末を報告することとする。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項)

1 0、利用者等はいつでも本指針を閲覧することができる。また当施設ホームページにおいても閲覧が可能となる。

(通報と守秘義務・個人情報保護)

1 1、高齢者虐待防止法では、「高齢者虐待の通報義務は守秘義務に優先する」（第7条第3項）、「刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと」（第21条第6項）と規定されている。

また、個人情報の保護に関する法律では、「本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取扱ってはならないこと」等と規定されているが、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき」には法律の例外規定に該当すると解釈し、本人の同意を得る必要はないものとする。

(通報による不利益取扱い禁止)

1 2、高齢者虐待防止法では、「養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を行った従事者等は、通報したことを理由に、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと」（第21条第7項）と規定している。当施設では、職員に対して、通報等を理由とする解雇や不利益な取扱いを全て禁止し、保護に努める。

(指針等の見直し)

1 3、本指針は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。